

北九州市
障害福祉システムの標準化に係る
情報提供依頼書

令和7年8月8日
保健福祉局障害福祉部障害者支援課

1 概要

(1) 背景・目的

令和3年9月1日施行の「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和三年法律第四十号)」に基づき、本市の障害福祉事務を担っている障害福祉システムについて、国の示す標準仕様書に準拠したシステムへの移行を計画しているところです。

本件は、障害福祉システムの標準化に向け、各事業者の標準準拠システム提供の意向やサービス提供開始時期、必要な準備期間、サービス提供方法、本市の標準準拠システムへの移行方針への対応可否等について把握することを目的とし、情報提供依頼を実施します。

(2) 現行システムの概要

システム名称	障害福祉システム
処理内容	手帳関連事務(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳)、手当関係事務(特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当)、自立支援関係事務(更生医療、育成医療、精神通院医療)、障害福祉サービス等に関係事務(障害福祉サービス、障害児通所支援、高額障害福祉サービス等給付)、補装具、障害支援区分判定、日常生活用具、地域生活支援関係事務(移動支援、日中一時)、心身障害者扶養共済、障害児入所支援、重度心身障害者介護見舞金、外国人重度障害者等給付金、重度障害者タクシー事業、すこやか住宅改造助成事業、重度障害者訪問給食事業、緊急通報装置サービス事業、自動車改造費用助成事業、自動車運転免許助成事業、訪問入浴サービス事業、福祉電話貸与事業、精神通所助成、措置入所等、判定日予約、NHK 減免
開発事業者	富士通 Japan 株式会社
保守事業者	富士通 Japan 株式会社
パッケージ／開発	パッケージ製品(MCWEL 障がい者福祉 V2)

2 標準準拠システムへの移行方針(概要)

(1) 移行予定時期方式

令和10年1月に標準準拠システムへ移行予定

(2) 移行対象

上記現行システムの処理内容のうち、障害者福祉システム標準仕様書に規定されている実装不可以外の処理

3 情報提供依頼実施方法

(1) 回答方法について

「様式1 回答書」を記載し、電子メールにて回答をお願いします。

また、回答するにあたり貴社製品に関するカタログや移行スケジュール等がございましたら、併せて送付をお願いします。

(2) 質問について

「様式1 回答書」を回答するにあたり、本市の現行システム環境等の情報について、確認や質問があれば、「秘密保持誓約書」及び「様式2 質問票」を記載の上、電子メールにて送付をお願いします。

質問票に対する本市からの回答は、個別に電子メールで回答します。

(3) 連絡先

ア メール送付先 : 北九州市保健福祉局障害福祉部障害者支援課
イ メールアドレス : ho-shougai@city.kitakyushu.lg.jp
ウ 表題 : 【障害福祉 システム標準化 RFI 】回答(貴社名)
エ 電話 : 093-582-2424
オ 担当 : 増田、保田

4 実施期間

実施期間は以下のとおりとします。

要件	依頼事項
質問票提出期限 (質問への回答)	令和7年8月19日(火)午後5時まで (令和7年8月22日(金)を目途に北九州市から回答)
回答書提出期限	令和7年8月29日(金)午後5時まで

5 その他

- (1) 資料提供のあった事業者について、将来のシステム調達の保証をするものではありません。また、ご提供いただけなかった事業者に対し、将来的に不利益な取扱いが生ずることもありません。
- (2) ご提供いただいた資料については、当該目的のために本市内で利用させていただき、資料提供のあった事業者に断りなく本市外へ提供いたしません。
- (3) ご提供いただいた資料については返却しません。
- (4) ご提供いただく資料等の作成及び提供に必要な費用は、提出者の負担とします。
- (5) ご提供いただいた資料に関して、後日問い合わせをさせていただく場合があります。